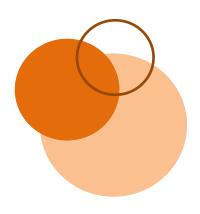
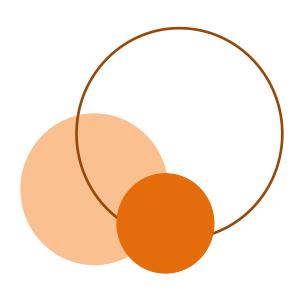


第3次多気町地域福祉計画

令和2年度~令和6年度





令和2年3月 多 気 町

目 次

第1章	計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1.	HI CONCERNICATION	1
2.		
3.		
4.	計画の策定経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5.	地域福祉に関連する法律・制度等の動向	3
第2章	多気町の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1.		
2.	高齢者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3.	1+10 0 11 00 11 110	
4.	児童等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5.	生活保護に関する状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6.	就労に関する状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7.		
8.	アンケート調査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
9.	地域づくりを考えるワークショップの概要・・・・・・・・・・・・・・・	
第3章	計画の基本理念と基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1.	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2.	基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3.	施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4章	施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	፯目標1 安心して暮らせる仕組みづくり ⋯⋯⋯⋯⋯⋯;	
	、目標2 助け合い、支え合う地域づくり ······	
	、目標3 いきいきと暮らせる環境づくり · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第5章	計画推進のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1.		
	計画の周知・普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3.		
4.	計画の進行管理、点検・見直し	59

※本計画における「障がい」の表記について

本計画ではハンディキャップのある障がい者ご自身の心中と、「害」という漢字が与える印象を配慮して、「害」という文字を「がい」とひらがな表記しています。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景

本格的な人口減少社会の到来、ひとり暮らし世帯の増加、生活環境の変化、個人の価値観の多様化などといった社会構造の変化により、地域のつながりの希薄化が進むとともに、家庭や地域における扶助機能が低下し、介護や子育てに関する問題、生活困窮やひきこもりの問題を顕著化させています。

また、支援が必要でありながら福祉サービスにつながらない方、地域のセーフティネットでカバーできない方が増加しており、これからの福祉のあり方として、行政だけではなく、住民や社会福祉法人、ボランティア、NPO法人などの住民活動団体が、行政と連携・協力して対応することが求められています。

国においては、平成29年6月に公布された改正社会福祉法において、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念が明確化されました。これは、制度・分野ごとの縦割りや、支援「する人」「される人」という関係を超えて、地域住民や団体など多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、支え合い・助け合う地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現を目指すものです。

地域共生社会の実現を目指すためには、これまでの、行政からの福祉サービスの提供だけではなく、包括的に支援体制を構築するため「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」に取り組む必要があります。

こうした中で、高齢者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して、生きがいを持って生活していくためには、身近な地域において、お互いに助け合う仕組みをつくっていくとともに、地域住民がボランティア等の福祉団体や民間事業者とともに、行政と協働して地域福祉を進めていくことが必要です。

本町では、平成27年3月に「第2次多気町地域福祉計画」を策定し、「やさしさと 笑顔があふれる おもいやりのまち」を基本理念に位置付け、各種施策を展開し、社会 福祉の増進に努めてきました。

こうした背景を踏まえ、本町の地域課題に対応し、住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと暮らすことができるまちを築くために、住民、社会福祉協議会、事業者、NPO、各種団体、行政が連携し、地域福祉を推進する新たな指針として、「第3次多気町地域福祉計画」(以下、「本計画」)を策定するものです。

2. 計画の位置付け

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づいて市町村が策定し、子育て、高齢者、障がい者といった福祉に関する部門別計画の「共通軸となる施策」を体系化する、福祉健康分野の上位計画に位置付けられます。

また、多気町社会福祉協議会の地域福祉活動計画との相互連携を図ります。

加えて、成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下、「成年後見制度利用促進法」) 第14条1項に基づく「市町村による成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止 等の推進に関する法律(以下、「再犯防止推進法」)第8条1項に基づく「地方再犯防止 推進計画」について、本計画の中に位置付けます。

多気町 社会福祉協議会 第3次多気町地域福祉計画 成年後見制度利用促進基本計画 地方再犯防止推進計画 子ども・子育て支援事業計画 障がい者計画及び障がい(児)福祉計画 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 健康増進計画 自殺対策計画 ・ 関連分野との施策連携 地域防災計画等その他関連分野の諸計画

多気町地域福祉計画、地域福祉活動計画の位置付け

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度改正などに柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の策定経緯

地域福祉計画は、地域ぐるみで推進する計画であることから、住民等のニーズを十分に把握し、それらを計画に反映させていくことが必要なため、本計画の策定にあたっては、20歳以上の住民に対するアンケート調査を実施し、地域福祉に関する住民の意識や意見の把握を行いました。

また、地域における課題等を把握するため「多文化・共生社会に向けた地域づくりを 考えるワークショップ」を開催し、住民参画の地域づくりを進めるための検討を行いま ました。

これらの結果を踏まえ、町と地域福祉の推進役を担う多気町社会福祉協議会において計画の内容について検討を行いました。

5. 地域福祉に関連する法律・制度等の動向

①社会福祉法の一部改正

地域福祉の推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」の三者とするとともに、地域福祉の推進の目的は、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように」と定められており、同法第107条では、市町村による「地域福祉計画」の策定が規定され、平成30年度から努力義務化されました。

社会福祉法(第107条抜粋)

(市町村地域福祉計画)

- 第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- 1. 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5. 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する 事項

②「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

平成 28 年7月に、厚生労働省は地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させる「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置しました。

従来の制度・分野ごとの縦割りを超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域の課題を「我が事」として考え、誰もが「支える人」であり「支えられる人」として、人と人、人と資源が世代や置かれた立場や状況等を超えて「丸ごと」つながることが、これから求められる「地域共生社会」の考え方となります。

③生活困窮者自立支援制度への対応

平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」により、生活困窮者対策と地域福祉施策との連携が求められています。生活困窮者は、様々な課題を抱えていることも多く、その課題解決のために、地域のあらゆる関係機関がネットワークを構築し、それぞれの強みを生かしながら役割分担を図りつつ、包括的な支援をすることが重要とされています。

また、生活困窮者の早期発見や、その生活環境の変化を把握するための見守りなどの間接的な支援は、地域住民相互の支え合いによる共助の取り組みが重要性を増しています。さらに、「支援する側と支援される側」という関係を固定的なものとせず、生活困窮者自らも地域社会の一員として積極的な役割を見出すという視点も重要と考えられています。

④成年後見制度利用促進法の成立

平成 28 年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」がポイントとなっています。

⑤防災基本計画の修正

防災基本計画は、災害対策基本法の規定に基づき、中央防災会議が作成する政府の防 災対策に関する基本的な計画です。

平成 30 年6月に「「逃げ遅れゼロ」の実現」等が追加され、要配慮者利用施設管理者等による避難確保計画作成及び避難訓練実施が義務化されました。

⑥自殺総合対策大綱の見直し

平成 29 年に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。新たな大綱では、基本理念として、自殺対策は社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進するものとすることが新たに掲げられました。

⑦再犯防止推進法の制定

平成 28 年に「再犯防止推進法」が制定されました。刑法犯検挙者に占める再犯者の割合が4割台となっており、安全・安心を確保するため、再犯を防止することが重要と認識されています。

再犯防止推進法では、国における再犯防止推進計画の策定とともに、町においても、 国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画の策定に努めるよう規定して います。

地域生活課題の 1 つとして、犯罪をした者等が地域で孤立せず社会の一員として、地域社会とかかわりを持ちながら、日常生活が営めるよう支援していくことが求められます。



第2章 多気町の状況

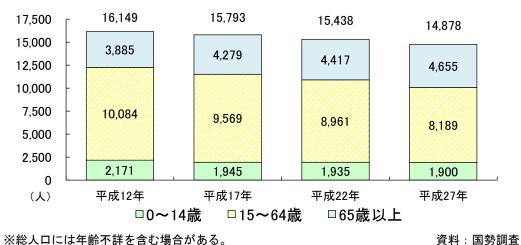
1. 人口・世帯の状況

(1)人口の状況

本町の総人口は、14,878人(平成27年国勢調査)で、近年の推移をみると平成 12年の16,149人から一貫して減少傾向にあります。また、年齢別人口構成比をみ ると、○~14歳の年少人□、15~64歳の生産年齢人□の構成比は減少しています が、65歳以上の高齢者人口の構成比は増加傾向にあります。

年齢別の人口構成比(平成27年国勢調査)を国、県と比較すると、年少人口、生産 年齢人口、高齢者人口は県と同水準となっていますが、高齢者人口は国を上回ります。

年齢階層別人口の推移



※総人口には年齢不詳を含む場合がある。

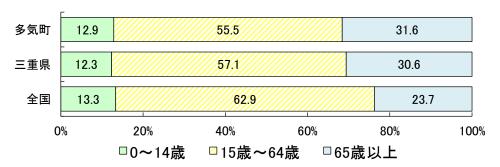
総人口・年齢階層別人口の推移

(単位:人.%)

					(+ B · / · / · / · / · /
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口		16,149	15,793	15,438	14,878
	O~14歳	2,171	1,945	1,935	1,900
	(構成比)	(13.5)	(12.3)	(12.6)	(12.9)
	15~64歳	10,084	9,569	8,961	8,189
	(構成比)	(62.5)	(60.6)	(58.5)	(55.5)
	65歳以上	3,885	4,279	4,417	4,655
	(構成比)	(24.1)	(27.1)	(28.8)	(31.6)
	年齢不詳	9	0	125	134

※構成比は総人口から年齢不詳を除いて算出。

人口割合の比較(平成27年)

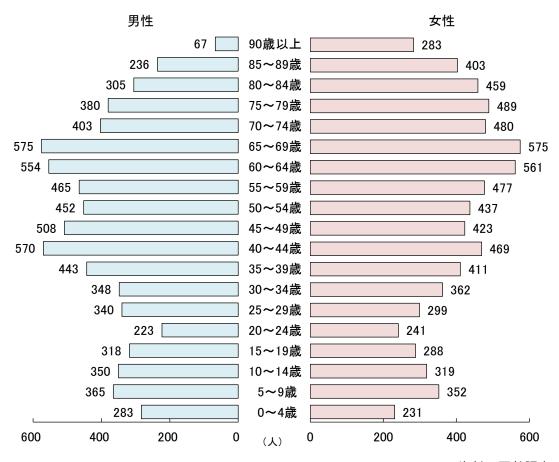


資料:国勢調査

(2) 人口構造の状況

本町の人口構造を5歳階級別の人口ピラミッドでみると、男性・女性ともに 65~69歳の層の人口が最も多くなっており、いわゆる団塊の世代(昭和 22 年~昭和 24 年生まれ)が高齢者となったことがうかがえます。

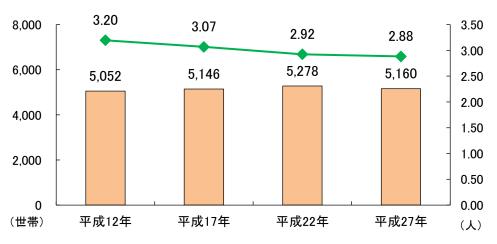
人口構造の状況(平成27年)



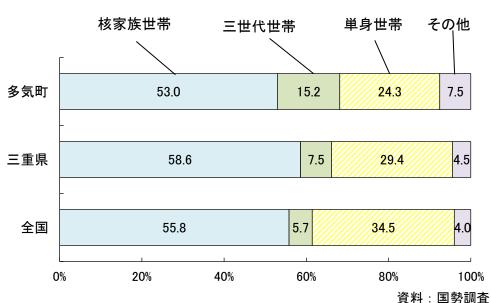
(3)世帯の状況

本町の世帯数は、5,160世帯(平成27年国勢調査)となっており、近年の推移をみると平成22年までは増加傾向にありましたが平成27年には減少しています。また、1世帯あたりの人員は平成12年の3.20人から平成27年には2.88人へと減少しています。

世帯構成を国、県と比較すると、本町は三世代世帯の割合が多い傾向がみられます。



世帯数・1世帯あたり人員の推移



世帯構成割合の比較(平成 27 年)

2. 高齢者の状況

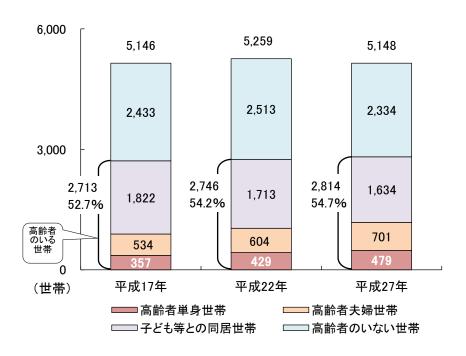
(1) 高齢者世帯等の状況

本町の一般世帯(施設等の世帯を除いた世帯)は、平成 17年の 5,146 世帯に対して平成 27年は 5,148世帯であり、ほぼ横ばいとなっております。

高齢者のいる世帯をみると、平成 17 年の 2,713 世帯から平成 27 年の 2,814 世帯へと増加し、一般世帯に対する高齢者のいる世帯の割合は平成 17 年の 52.7%から 平成 27 年の 54.7%へと微増しています。

世帯構成別でみると、平成22年から平成27年では「子ども等との同居世帯」、が減少する一方で、「高齢者単身世帯」(ひとり暮らし高齢者)、「高齢者夫婦世帯」が増加しています。

高齢者人口の推移

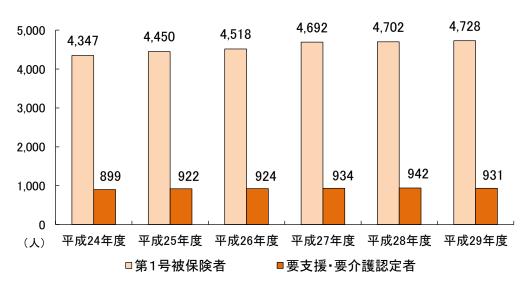


資料:国勢調査

(2) 要支援・要介護認定者数の推移

本町の第1号被保険者と要介護認定者の推移をみると、第1号被保険者は増加傾向で推移し、要介護認定者は平成28年度まで増加してきましたが、平成29年度には減少しています。また、平成29年度の第1号被保険者は4,728人、要支援・要介護認定者は931人となっています。

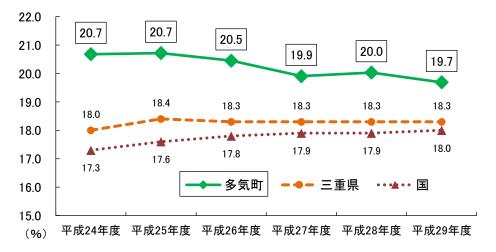
認定率は、国・県の水準を上回って推移しており、平成 29 年度で 19.7%となっています。



第1号被保険者と要支援・要介護認定者の推移

資料:介護保険事業状況報告(各年度末)

認定率の推移



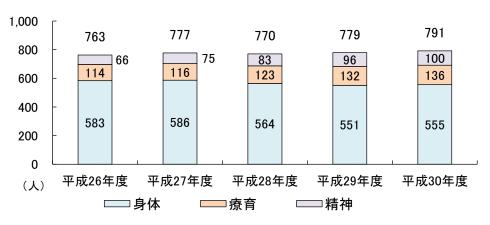
資料:介護保険事業状況報告(各年度末)

3. 障がい者の状況

(1) 手帳所持者数の推移

手帳所持者の推移をみると、身体障がいは減少傾向で推移していますが、療育、精神障がいの手帳所持者が増加しています。

手帳所持者数の推移

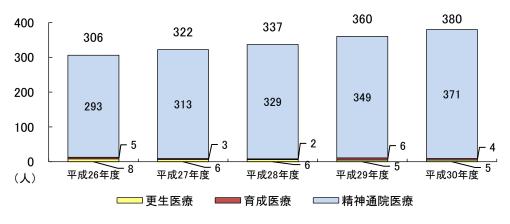


資料:健康福祉課(各年度3月末)

(2) 自立支援医療受給者数の推移

自立支援医療とは、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。平成 26 年度以降、精神通院医療が増加傾向にあります。

自立支援医療受給者数の推移



資料:健康福祉課(各年度3月末)

4. 児童等の状況

(1)児童人口の推移

本町の児童人口(0~17歳)の推移をみると、平成27年の2,398人から平成31年の2,308人へ減少傾向で推移しています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

(2) 出生数の推移

本町の出生数をみると、平成 26 年以降 90 人前後で推移しており、平成 29 年で 96 人となっています。



12

(3) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率(1人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均)をみると、 平成25~平成29年の平均で1.40となっており、県の値を下回って推移しています。

合計特殊出生率の推移

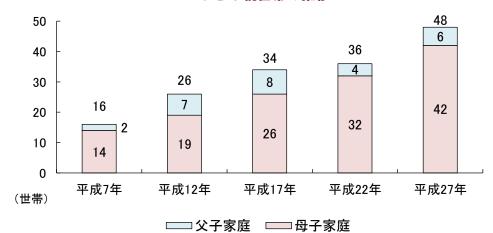
	平成 22~26 年	平成 23~27 年	平成 24~28 年	平成 25~29 年
多気町	1.39	1.35	1.38	1.40
三重県	1.48	1.49	1.49	1.48

資料:みえの健康指標

(4)ひとり親家庭の推移

本町のひとり親世帯(父子家庭・母子家庭)の推移をみると、平成7年の16世帯から平成27年には48世帯と増加傾向にあります。また、平成27年の母子家庭は42世帯、父子家庭は6世帯となっています。

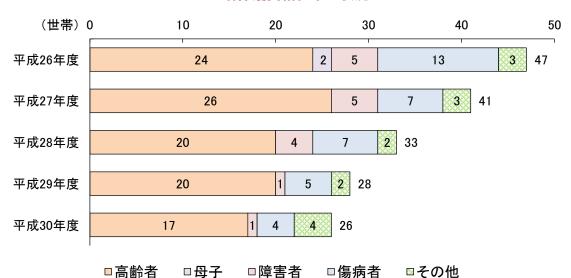
ひとり親世帯の推移



5. 生活保護に関する状況

生活保護受給世帯数は、平成 30 年度には 26 世帯と減少傾向で推移しています。受給世帯の構成では高齢者世帯の割合が多く、次いで傷病者が多くなっています。

生活保護受給世帯の状況



資料:健康福祉課(各年度3月末)

6. 就労に関する状況

本町の就業者数は、平成 12 年以降、減少傾向にあり、平成 27 年で 7,541 人となっています。また、産業別の割合をみると第3次産業に従事する割合が増加しており、 平成 27 年では 56.1%となっています。

就業者数・産業別割合の推移

(単位:人、%)

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
	就業者数	8,380	8,811	8,383	7,879	7,541
塂	第1次産業	18.1	14.6	13.2	11.8	11.4
構成比	第2次産業	37.6	40.7	36.9	33.8	32.5
比	第3次産業	44.3	44.8	49.9	54.4	56.1

7. その他地域福祉に関する状況

(1) ボランティアの状況

本町のボランティアの状況をみると、社会福祉協議会ボランティアセンターに登録している団体は、平成31年4月現在で20団体(延べ登録人数348人)となっています。

(2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、担当する地域において、ひとり 暮らしの高齢者や障がいのある方、生活困窮者などから生活上の問題や悩みなどの相談 を受けたとき、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たす地域福祉の担い手です。現在、各地域を担当する 41 人の民生委員・児童委員が活動しています。

また、子どもや子育でに関する支援を専門に担当する主任児童委員は2人で、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら、子育で支援や児童健全育成活動に取り組んでいます。

(3) 自治会(町内会)

自治会は生活に最も身近な住民組織です。本町には 49 の自治会(町内会)があり、 地域の福祉、環境、防災など、様々な課題に対応し、地域住民相互の連携と親睦を図る ために組織しています。

近年は核家族化や価値観の多様化による自治会未加入世帯の増加や、役員の高齢化やなり手不足などによって活動が停滞傾向にある地区もみられますが、多くの区及び自治会では、地域ごとの祭りや行事などを通して、住民相互の絆を深めようと活発に活動しています。

(4) 老人クラブ

老人クラブは、地区ごとに組織され、現在、町内に39の単位老人クラブがあり、高齢者の生きがいを高め、老後の生活を健全で豊かにするために活動しています。主な活動としては、趣味の会や高齢者の交流ですが、近年では介護保険事業の地域介護予防活動支援事業と連携した活動を行っています。

(5) 人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。人権相談や人権の考えを広める活動をしています。本町では、現在、6人の人権擁護委員が活動しています。

(6)保護司

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員です。 犯罪や非行をした人を地域の中で適切に処遇し、これらの人たちの立ち直りを助けると ともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動をしています。本町では、現在、8人の保 護司が活動しています。

(7) その他の団体

ほかにも、PTAや婦人会、青少年健全育成協議会、NPO法人やボランティア団体 など、地域のために活動している団体はたくさんあります。



8. アンケート調査結果の概要

(1) 実施概況

①調査目的

健康と安心を実感でき、住民がともに支え合う社会の実現の指針となる「多気町健康 増進計画」及び「多気町地域福祉計画」の策定にあたって、住民の健康や地域活動についての実態や考え方等を把握するためにアンケート調査を実施しました。以下は地域福祉計画に関係する設問を中心にとりまとめた概要となります。

②調査対象、調査方法、回収結果等

	内容
調査対象	20 歳以上の住民(1,500 名を無作為抽出)
調査期間	平成 31 年 2 月
調査方法	郵送法(郵送による配布・回収)
配布数	1, 500 票
有効回収数	718 票
有効回収率	47. 9%

(2) 結果の概要

①あなたの住んでいる「地域」について

- あなたの考える「地域」の範囲としては、「町内会(字)」が38.0%で最も多くなっています。
- ・地域とのつながりがあると思うかについては、「つながりがあると思う」が51.1%と 約半数を占め、「あまりつながりはないと思う」が40.8%と約4割となっています。 また、年齢が上がるにつれて「つながりがあると思う」の割合が増加し、70歳以上 では69.7%と約7割を占めます。さらに、居住地区でみると、「つながりがあると思 う」は外城田地区(59.4%)で最も多く、相可地区(37.8%)で最も少なくなって います。

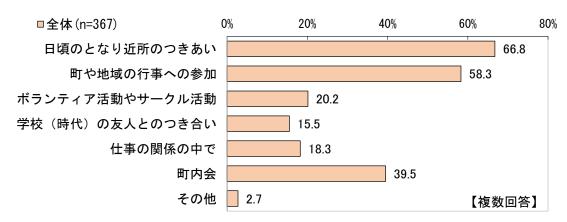
地域とのつながりについて(全体)



□つながりがあると思う □あまりつながりはないと思う □わからない ■無回答

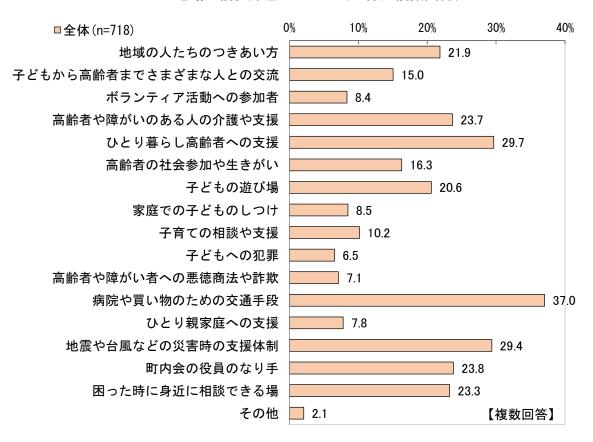
・地域とのつながりがあると思うことについては、「日頃のとなり近所のつきあい」が 最も多く、次いで「町や地域の行事への参加」、「町内会」が続きます。

つながりがあると思うこと(全体/複数回答)



・地域での福祉に関連する課題については、「病院や買い物のための交通手段」が最も 多く、次いで「地震や台風などの災害時の支援体制」、「ひとり暮らし高齢者への支援」が続きます。

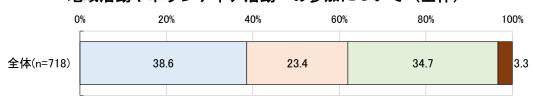
地域の福祉課題について(全体/複数回答)



②地域活動への参加について

・地域活動やボランティア活動への参加については、「参加している」が38.6%で最も多く、次いで「参加したことはない」が34.7%、「以前に参加したことがある」が23.4%となっています。また、年齢が上がるにつれて「参加している」が増加し、70歳以上では50.0%と半数を占めます。

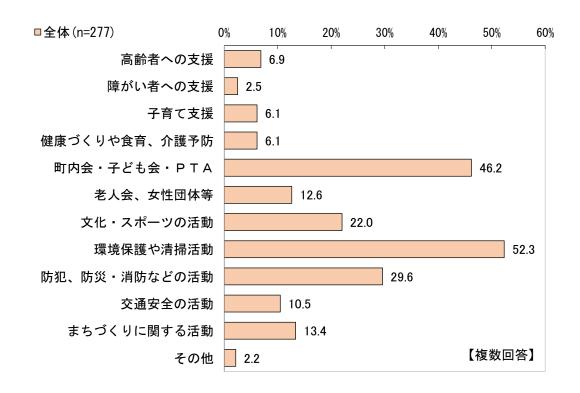
地域活動やボランティア活動への参加について(全体)



□参加している □以前に参加したことがある □参加したことはない ■無回答

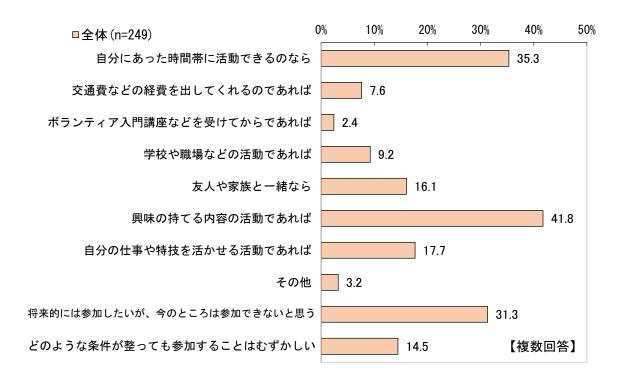
・参加している地域活動は、「環境保護や清掃活動」が最も多く、次いで「町内会・子 ども会・PTA」、「防犯、防災・消防などの活動」が続きます。

参加している地域活動(全体/複数回答)



参加していない人に参加に必要な条件をたずねたところ、「興味の持てる内容の活動であれば」が最も多く、次いで「自分にあった時間帯に活動できるのなら」が続きます。

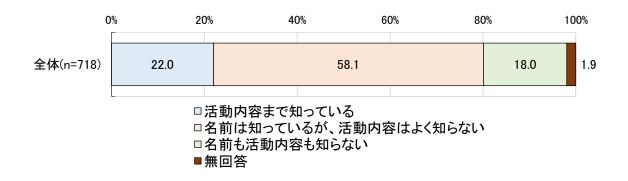
参加するために必要な条件(全体/複数回答)



③地域福祉について

・社会福祉協議会の認知度については、「名前は知っているが、活動内容はよく知らない」が58.1%となっています。また、年齢が低いほど認知度が低くなっています。

社会福祉協議会の認知度(全体)

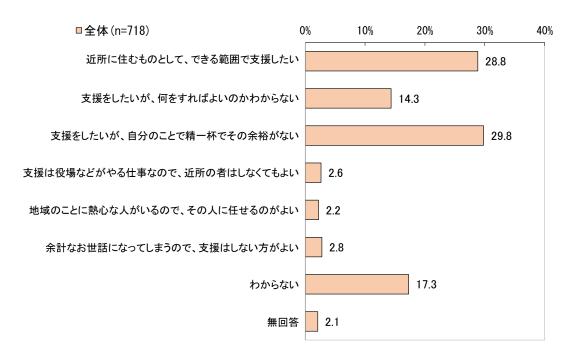


・民生委員・児童委員の認知度については、「誰かも活動内容も知らない」が38.7%で 最も多く、「活動内容は知っているが、誰かは知らない」が24.0%で続きます。ま た、年齢が若い層、居住地区の相可地区で認知度が低くなっています。



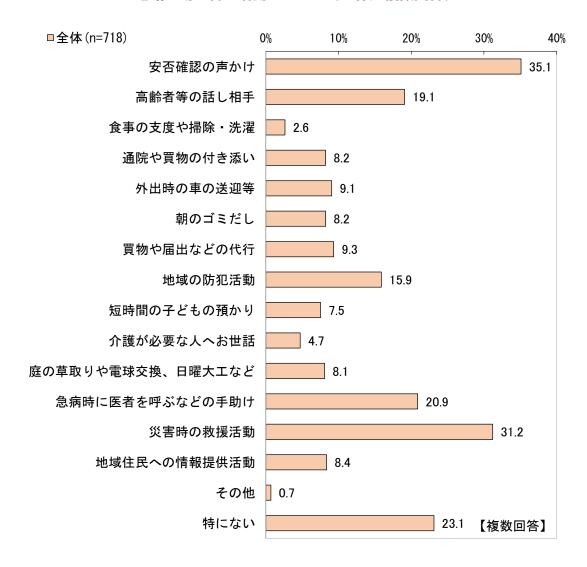
・地域での支援のあり方については、「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」と「近所に住むものとして、できる範囲で支援したい」がそれぞれ約3割となっています。また、50歳以上の層で「近所に住むものとして、できる範囲で支援したい」と回答する割合が比較的多くなっています。

地域での支援のあり方(全体)



・地域の助け合い活動としてできることや、やってみたいことについては、具体的には「安否確認の声かけ」が最も多く、次いで「災害時の救援活動」、「急病時に医者を呼ぶなどの手助け」、「高齢者等の話し相手」、「地域の防犯活動」が続きます。なお、「特にない」は23.1%となっています。

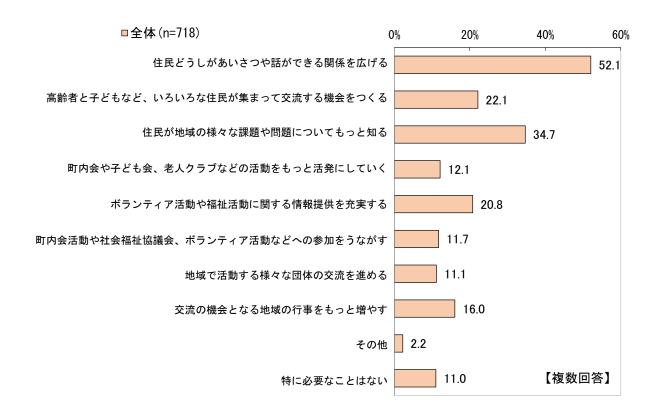
地域の助け合い活動について(全体/複数回答)



4町の地域福祉について

・地域福祉の充実に必要なことについては、「住民同士があいさつや話ができる関係を 広げる」が最も多く、次いで「住民が地域の様々な課題や問題についてもっと知 る」、「高齢者と子どもなど、いろいろな住民が集まって交流する機会をつくる」、「ボ ランティア活動や福祉活動に関する情報提供を充実する」が続きます。

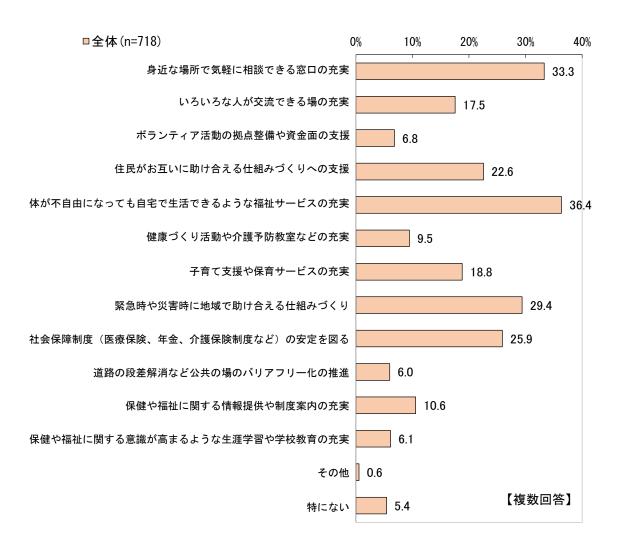
地域福祉の充実に必要なこと(全体/複数回答)





・地域福祉で今後、重点的に取り組むべきことについては、「体が不自由になっても自宅で生活できるような福祉サービスの充実」が最も多く、次いで「身近な場所で気軽に相談できる窓口の充実」、「緊急時や災害時に地域で助け合える仕組みづくり」が続きます。

町の地域福祉で重点的に取り組むべきこと(全体/複数回答)



9. 地域づくりを考えるワークショップの概要

(1)目的等

地域が抱える多種多様な課題に対し、関心のある方々のつながりをつくり、継続した 意見交換や勉強会をする場をつくっていくことで、地域の課題に対して具体的な仕組み を創出するため「多文化・共生社会に向けた地域づくりを考えるワークショップ」を開催しました。

(2) 開催内容

内容

◆研修会の開催

(平成31年2月14日)

フードバンクの社会的役割や食品の現状を知り、緊急食糧支援の仕組みだけでなく、 少子高齢化問題・地域の中での孤立、子育て支援、震災等の防災対策など、地域が抱える 課題について考えて頂くきっかけとして研修会を開催しました。

- ◆第1回ワークショップ(平成31年4月20日) 地域づくりを考える場づくりからはじめ、そこに参加する方々が主体となって進めていく仕組みを検討しました。
- ◆第2回ワークショップ(令和元年5月12日) ワークショップ参加者が地域課題と考えるテーマが5つ挙げられ、課題ごとにグループに分かれ、自分たちでどのような行動を起こしていくかを協議しました。
- ①公共交通について
- ②防災・減災について
- ③健康づくりについて
- ④コミュニティづくりについて
- ⑤子育てについて
- ◆第3回ワークショップ(令和元年6月29日) 5つのテーマについて、グループとして取り組みたい課題と、その解決に向けた取り 組みについて、どうすれば実現できるかを検討しました。
- ◆第4回ワークショップ(令和元年8月3日) テーマごとの課題実現に向けて、誰を対象に、どのような取り組みをしていけばよい かを検討しました。
- ◆第5回ワークショップ(令和元年9月7日) 地域課題として挙げた5つのテーマについてグループごとに話し合いを行いました。 また、12月に中間発表会を開催することを決定しました。
- ◆第6回ワークショップ(令和元年11月2日) 12月に開催予定の中間発表に向けて、さらに話し合いを進めるとともに、発表内容を とりまとめる作業も行いました。

内容

- ◆第7回ワークショップ【中間発表会】(令和元年12月14日) 中間発表会において取り組み内容や進捗状況を報告し、今後の取り組みの中で他グループとの連携や協働が可能か検討するため、他の参加者から助言など意見交換を行いました。
- ◆第8回ワークショップ(令和2年2月1日) 3月の成果発表会の開催に向け、各グループでこれまでに取り組んできた内容を振り返りながら、課題や他のグループとの連携等について検討しました。
- ◆第9回ワークショップ【成果発表会】(令和2年3月20日予定) ※新型コロナウィルス感染拡大予防のため「成果発表会」の開催を延期

(3) 今後の展開

参加者が検討した内容について、地域ネットワーク会議で提案や発表を行い、来年度から地域包括ケアシステムと連携しながら取り組みを展開していきます。

各グループの検討内容 (現時点)

①「若い力の防災・減災」防災・減災グループ

避難のプロセスや時系列で想定されるものをピックアップし、「多気町の避難所マニュアル」に沿う形で、必要なツールを集めていきたいと思います。また、チーム内で実践をした上で、中学生を交えた避難訓練を実施していきたいと考えています。

②「和み女子会」健康づくりグループ(食と健康)

県内の先進地(白山町『村のレストラン』)を見学し、レストランのような形式から、 食育に関する要素などを検討しています。

③「ハッピースマイル」公共交通活性化グループ

10月下旬に天啓の里~多気駅(でん多)、多気駅~元丈の館(コミュニティバス)を乗車し、その体験からみえた要素などを分析し、公共交通の活性化に向けた取り組みを検討していきます。

④「楽笑」コミュニティづくりグループ

多気町で開催された『おいないまつり』に参加して「こどものたまり場」ブースを出展 し、その結果を踏まえ、コミュニティづくりに必要な活動を検討していきます。

⑤「たきっ子はぐくみ隊」子育てグループ

12 月 18 日にクリスマス会を多気町の図書館内で実施するなど、協働した取り組みを進めています。地域とのつながりが薄い、支援が必要な家庭が、子育て支援につながることを検討していきます。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

これまでの福祉は、個人や家族など、個人的な取り組みだけでは解決できない生活上の問題や課題を解決するために、その多くが行政から住民へのサービス提供という形をとってきました。そのため、福祉サービスは、高齢者や障がい者、児童などに対象者が限定される場合が多くなっています。

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていく ために、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大 切にし、お互いに助け合う関係を築きながら、誰もが支え合う地域共生社会を実現しよ うとするものです。

近年は社会構造の変化などにより、福祉サービスだけでは解決できない困りごとや悩みごとを抱える、いわゆる「制度の狭間」にいる人に対する支援のあり方が課題となっています。

これらの課題には、「個人や家族で解決する」(自助)、「地域の人たちが協力して解決する」(互助)、「相互扶助による制度で解決する」(共助)、「行政サービスによって解決する」(公助)、さらに、これらの組み合わせによって解決していくことが求められています。

私たちの多気町をより暮らしやすくするためには、住民一人ひとりが地域の担い手であると自覚し、住民が主体となって、自分ができる小さなことを地域の中に少しずつ広げていくことが必要であり、住み慣れた地域でいつまでも、いきいきと暮らすことができる「やさしさと笑顔があふれる おもいやりのまち」をみんなで築くことを目指します。

基本理念

やさしさと笑顔があふれる おもいやりのまち

2. 基本目標

基本理念「やさしさと笑顔があふれる おもいやりのまち」の実現を目指し、次の基本目標と主要施策を設定します。

基本目標1 安心して暮らせる仕組みづくり

自立した生活を支えるための様々な 福祉サービスを、必要とする人が適切に 利用できるよう、個々の状況に応じた相 談体制の充実をはじめ、的確な情報提供 を行うとともに、良質なサービス提供体 制の整備を図ります。

主要施策

- (1)相談体制の充実
- (2)情報提供の充実
- (3)福祉サービス提供体制の充実
- (4)災害時の連携の強化
- (5)権利擁護の推進
- (6)支援が必要な人への対応

また、災害対策の強化をはじめ、権利擁護の推進など子どもから高齢者まで、障がい の有無にかかわらず、安心して暮らせる仕組みづくりを進めます。

基本目標2 助け合い、支え合う地域づくり

助け合い、支え合いの地域福祉を進めるため、住民一人ひとりの地域福祉に対する意識を高めるとともに、地域における住民の自主的なボランティア活動を支援します。

主要施策

- (1)地域福祉意識の高揚
- (2)地域福祉活動・ボランティア活動の活性化
- (3)支え合い・見守り体制の充実
- (4)福祉活動への支援と連携強化
- (5)社会福祉協議会との連携強化

また、地域での見守り体制の充実をはじめ、民生委員・児童委員等への支援、地域福祉活動の中心的組織である多気町社会福祉協議会との連携強化を図り、助け合い、支え合う地域づくりを進めます。

基本目標3 いきいきと暮らせる環境づくり

隣近所や住民同士による協力や連携を強化するため、地域での身近な居場所づくり・交流の場づくりを進めるとともに、地域ぐるみの健康づくりや生きがいづくり活動を推進し、住民一人ひとりが生涯を通じ心身ともに健康でいきいきと暮らせる仕組みをつくっていきます。

主要施策

- (1)居場所づくり・交流の場づくり
- (2)社会参加・生きがいづくり
- (3)健康づくり・介護予防
- (4)安全な移動手段・生活の確保

3. 施策の体系

基本目標1

安心して暮らせる 仕組みづくり

主要施策

- (1)相談体制の充実
- (2)情報提供の充実
- (3)福祉サービス提供体制の充実
- (4)災害時の連携の強化
- (5)権利擁護の推進
- (6)支援が必要な人への対応

基本目標2

助け合い、支え合う 地域づくり

主要施策

- (1)地域福祉意識の高揚
- (2)地域福祉活動・ボランティア活動の活性化
- (3)支え合い・見守り体制の充実
- (4)福祉活動への支援と連携強化
- (5)社会福祉協議会との連携強化

基本目標3

いきいきと暮らせる 環境*づくり*

主要施策

- (1)居場所づくり・交流の場づくり
- (2)社会参加・生きがいづくり
- (3)健康づくり・介護予防
- (4)安全な移動手段・生活の確保



第4章 施策の展開

基本目標1 安心して暮らせる仕組みづくり

(1)相談体制の充実

現状と課題

各種福祉サービスの多様化や家族形態の多様化とともに、社会問題化している新たな課題への対応など、相談窓口の役割はこれまで以上に重要になっています。また、身近に相談できる人がいない人、相談窓口に行くことのできない人など、個々の状況に応じた相談体制の充実も求められています。

本町では、誰もが気軽に相談できる体制づくりを目指し、福祉の総合相談窓口「みんなの窓口」を開設するとともに、子育て世代包括支援センター、児童館の子育て総合支援室相談サポートセンター、地域包括支援センター等で相談対応を行っています。

社会福祉協議会では、心配事相談を実施し、福祉に関する悩みごとや日常生活での心配事など様々な相談に対応するとともに、障がい者総合相談、生活困窮者自立相談支援事業も実施しています。

地域では、民生委員・児童委員により福祉制度や日常生活にかかわる相談を受けるとともに、必要な援助・支援を行っています。

これらを踏まえ、相談窓口の周知とともに、多様化・専門化する相談内容に対応する ための相談体制の充実を図っていく必要があります。

今後の取り組み

◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①身近な相談窓 口の充実	・窓口における相談体制の充実に向けて、窓口での接遇向上や相談 しやすい環境づくりを図るとともに、各関係機関との連携を強化 しながら、個々のケースに応じた相談に努めます。
	あらゆる人がより相談しやすくするため、各種相談窓口の周知を 図ります。
	・来庁や電話だけでなくFAXや電子メール等、多様な相談環境を 整えます。

取り組み	具体的な内容
②町職員や民生 委員・児童委 員等の資質向 上に向けた研 修等の実施	・相談内容に的確に、わかりやすく、相談者のプライバシーに配慮 した対応を行えるよう、町職員や社会福祉協議会職員、民生委 員・児童委員等の関係者に定期的に研修や勉強会を開催し、資質 向上に努めます。
③町職員や社会 福祉協議会、 民生委員・児 童委員等や関 係機関の連携 体制の強化	・住民からの相談に携わる町職員や民生委員・児童委員等が、地域 の問題解決を速やかに行えるよう、相談員同士又は警察や医療機 関等の関係機関との連携体制を確立します。
④関係機関との 連携体制の強 化	・住民からの相談に携わる町職員や民生委員・児童委員等が、地域 の問題解決を速やかに行えるよう、関係機関との連携体制の強化 を図ります。

◆地域や住民の取り組み

- ・悩みごとは一人で悩まずに、家族や友人などに相談したり、福祉に関することで困ったことがあったら、相談窓口を積極的に利用しましょう。
- •困っている人や悩みを抱える人たちから助けを求められたときは、相談にのり、相談窓口を紹介しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- 高齢者、障がい者、生活困窮者への相談支援とともに、社会的に孤立している人や制度の狭間で支援を受けられない人など、様々な生活課題を抱える世帯への相談支援の強化を図ります。
- ・民生委員・児童委員等と連携し、うつ、ひきこもり、虐待、生活困窮など、地域の潜 在的な課題を掘り起こし、必要な支援・サービスにつなげていきます。



(2)情報提供の充実

現状と課題

住民が何らかのサービスや支援を受けるためには、どのようなサービスや支援があるのか知ることが必要です。このため、利用者本位の考え方に立ち、福祉サービスを必要とするすべての人が自分に適した、質の高いサービスを自らの意志で選択・利用できるようにするため、対象に応じたわかりやすい情報提供が必要です。

本町では、広報「たき」を発行するとともに、ホームページなど各部署・機関独自の 広報等を実施するとともに、本庁、勢和振興事務所、地域包括支援センター、医療機関、 各関係機関等との連携を強化しながら、個々のケースに応じ、必要な情報提供に努めて きました。

社会福祉協議会においても、社協だよりの発行や町広報紙への記事掲載、ホームページ、パンフレット等を通じて、福祉情報の提供に努めています。

今後も、わかりやすい広報紙やホームページでの情報発信をはじめ、高齢者や視力・ 聴力に障がいのある人への伝達手段の充実とともに、個人情報の保護に配慮しながら、 よりきめ細かな情報提供の体制を確立していくことが求められています。

今後の取り組み

◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①広報紙・ホー ムページでの 情報提供	・福祉サービスについて、必要な人が必要な支援を適切に選択し利用できるよう、町広報紙をはじめ、ホームページ等による多様な媒体を通じた、よりわかりやすい情報提供に努めます。・町広報紙や各種冊子等の読みやすさへの配慮に努めます。
②各種手当・制 度の周知徹底	パンフレットなどでの情報提供を行うとともに、各種研修会など を活用しながらサービス内容の周知を行います。
③民生委員・児 童委員等を通 じた情報提供 の充実	・民生委員・児童委員等への情報提供を強化し、地域での情報提供 体制の強化を図ります。

- 町、関係機関・団体等が発信する情報への関心を深めるとともに、情報を積極的に活用しましょう。
- ・口コミは大きな情報源になるため、福祉情報をまわりの人にも伝えましょう。
- 各種団体は会員への情報提供を積極的に進めましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- 社協だよりや町広報紙への掲載情報について、わかりやすい情報の提供に努めます。
- 社会福祉協議会のホームページの充実を図り、タイムリーな情報発信に努めます。
- 地域福祉に関する情報やボランティア団体等の活動紹介など、積極的な情報発信に努めます。

(3) 福祉サービス提供体制の充実

現状と課題

子育て支援

令和2年度を初年度とする「多気町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもと親、「今」と「未来」をみんなで支えるまちづくり」を基本理念に掲げ、①子育てと仕事の両立を支援する環境づくり、②妊娠から育児まで切れ目なく支援する環境づくり、③子どもの育ちを支援する環境づくり、④子どもを守る環境づくりを基本目標に、各種施策の展開を図ります。

高齢者

平成 30 年度を初年度とする「多気町第8期高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づき、「住み慣れた地域で、高齢者が安心して暮らし続けられる、「ええまち」づくり」を基本理念に、①高齢者の介護予防・生活支援の充実、②地域での支え合いづくり、③認知症施策の推進と高齢者の権利擁護、④高齢者が安心して暮らせる環境づく

り、⑤生きがいづくり・社会参加の促進、⑥介護保険サービスの充実を基本目標に、高齢者支援・介護保険事業の充実とともに、地域包括ケアシステムの構築に努めてきました。

障がい者

平成 26 年度に第2次の「多気町障がい者計画」を策定し、ノーマライゼーションの 理念の浸透や障がい福祉サービスの提供をはじめ、障がい者の地域での自立支援を基本 とした各種施策を推進してきました。

また、平成 29 年度に「障がい福祉計画(障がい児福祉計画)」を策定し、これまでの利用状況やニーズに基づき、各種障がい者福祉に関する制度の動向を見据えた上で、本町における障がい福祉サービス、障がい児通所支援等のサービスを見込み、その確保を図っています。

今後の取り組み

取り組み	具体的な内容
①子育て支援の充実	 ・多様な子育て支援サービスや保育サービスの提供及び教育環境の整備など、地域の子育て力を向上するための施策の充実に努めます。また、すべての子どもが尊重され、健やかに成長できるよう、専門的な相談支援体制を強化するとともに、子育て家庭を支援します。 ・妊産婦・乳幼児への家庭訪問や乳幼児健診により、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援について一層の充実を図ります。 ・乳幼児健診において、育児や発達に不安のある親子に対して関係機関と連携しながら、早期からの発達支援、親子支援を継続して実施します。また、関係機関と連携を密にし、発育発達支援の充実を図ります。
②高齢者支援の 充実	・介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるための取り組みを推進します。・医療・介護・予防・住まい・生活支援を柔軟に組み合わせて一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

取り組み	具体的な内容
③障がい者支援 の充実	 ・障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに暮らし、ともに参加するための福祉施策を推進します。また、住み慣れた地域で自立した生活を営むために必要なサービスと支援を受けられる社会を実現します。 ・障がいの程度や特性に応じて必要なサービスを利用できるよう、在宅や施設における福祉サービスの充実に努めます。

- 利用できる福祉サービスについて、適切に活用しましょう。
- ・サービス充実のための提言やアンケートの機会に積極的に参加しましょう。
- 各種福祉計画の内容を、町広報紙、ホームページ等で理解し、計画の推進に協力しましょう。
- 町や社会福祉協議会が開催する講演会、研修会等に積極的に参加しましょう。
- 可能な範囲で住民参加型のサービスに参加しましょう。
- サービス提供事業者は、利用者のニーズを把握してサービス内容の改善・充実を図りましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- 介護保険・障がい者自立支援事業等の推進を図ります。
- 社会福祉協議会が実施する福祉サービスを、住民にわかりやすく周知し、福祉的な支援が必要な人を地域で掘り起こし、適切なサービス・支援につなげていきます。



(4) 災害時の連携の強化

現状と課題

火災や地震など災害発生時において、高齢者や障がいのある人など災害時要援護者は 迅速な対応が難しく、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の救出・救護体制、 被災後の支援体制が重視されています。

本町では、避難場所の整備をはじめ、自主防災組織の育成・支援、防災訓練の実施、「多気町メール」での情報発信や防災行政無線の個別受信機の普及促進など災害発生時の情報連絡体制など地域での防災体制の強化を図っています。また、要援護者台帳の整備など災害時避難行動要支援者対策に取り組んできました。

今後は、防災対策にあたっては、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加傾向にある中、災害時要援護者を意識した防災施策の推進や高齢者や障がいのある人が地域での自主防災活動に参加できる仕組みづくりなどが必要です。

今後の取り組み

取り組み	具体的な内容
①防災意識の高 揚	・防災訓練等の実施により、防災、減災に向けた準備の促進と、いざというときに適切な行動がとれるような知識の普及を図ります。・災害時の危険箇所や避難場所、避難路等をまとめたハザードマップを作成・配布し、災害時の備えに対する取り組みの促進を図ります。
②災害時等要援 護者支援体制 の充実	 ・災害発生時要配慮者、避難行動要支援者に対し迅速な対応ができるよう今後も要援護者台帳の更新を行い、支援体制を整えます。 ・関係課・社会福祉協議会などと連携しながら要配慮者・避難行動要支援者の実態把握、避難場所の確保の強化を図ります。 ・災害時、迅速な対応ができるよう個人情報保護に配慮しながら定期的に情報交換を行います。
③災害時の情報 連絡体制の強 化	•「多気町メール」での情報発信や防災行政無線の個別受信機の普 及促進など災害発生時の情報連絡体制の充実を図ります。

取り組み	具体的な内容
④地域の自主防 災組織の育 成・支援	・地域ぐるみで防災体制の充実を図るため、自主防災組織の育成・支援を図ります。

- ・地域で見守るべき方が誰なのかを把握しましょう。
- ・避難時の連絡体制や避難の方法を家族で共有しましょう。
- ・家庭での水や食料などの備蓄を心がけましょう。
- 防災訓練や身近な地域の自主防災組織の活動に参加しましょう。
- •「多気町メール」に登録しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・ 災害ボランティアの養成を図ります。
- 災害発生時に、ボランティアによる地域の活動が円滑に行えるよう、町や関係機関 と連携して、防災に関する情報提供等必要な支援を行います。



(5) 権利擁護の推進

現状と課題

虐待防止

本町は、社会福祉協議会をはじめ各種団体と連携し、児童や高齢者、障がい者を中心とした虐待防止や人権侵害の対応を図るため、関係組織を対象に、虐待対応についての研修会の実施など本人や家族、地域を対象とした各種事業を進めてきました。

また、虐待事例が発生した際は、関係者と連携して速やかに情報共有・実態把握を行い、適切な対応に努めています。

あらゆる差別や権利を侵害する要因の除去に努め、虐待や権利の侵害などがあれば、 早期に対応していく体制が求められています。

権利擁護

認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められる行為をする時に、不利益を被る人がいます。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。

本町では、判断能力が十分ではない方が必要な支援を受けられるよう、地域包括支援 センター、介護支援専門員、社会福祉協議会と連携し、事業の利用につなげています。 また、平成 28 年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、利用促進に 向けた体制整備が求められています。

今後、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増加し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などに関する相談の増加が予想されます。

これらを踏まえ、本町においても成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、 福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実していきます。

成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の概要

○成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障がいその他の精神上の障がいなどにより、判断能力が不十分であるため、法律行為における意思決定が困難な人について、その判断能力を補い、財産等の権利を擁護する「自己決定の尊重」と「本人保護」との調和を理念とする制度です。法定後見制度と任意後見制度があります。

	既に判断能力が不十分な人を、家庭裁判所に審判の申し立てを行う
法定後見制度	ことにより、判断能力に応じて、家庭裁判所が選んだ成年後見人等(補
	助人・保佐人・成年後見人)が支援する制度です。
任意後見制度	将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、事前に公正証書に
	より任意後見人を決めておく制度です。

取り組み内容

○中核機関の設置及び地域連携ネットワークの構築

町は、福祉の総合相談窓口「みんなの窓口」を設置し、成年後見制度利用に関する相談支援、住民への広報・啓発活動、成年後見制度の利用促進等を実施します。

○成年後見制度利用に係る助成

町は、成年後見制度を利用するにあたり、自ら申し立てることが困難であったり、 身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担 できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や報酬助成等 を実施し、利用の支援を行います。

○地域連携ネットワーク及び中核機関の具体的機能

既存の地域包括ケアシステムや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用するとともに、各関係団体と分担・調整しながら柔軟に実施します。

- ①広報機能
- ②相談機能
- ③成年後見制度利用促進機能
- 4後見人支援機能
- ⑤不正防止効果

◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①虐待児童の発 見・保護体制 の整備	・学校や病院、児童相談所等関係機関との連携により、虐待を受けている児童を発見・保護する体制の整備を図ります。・児童相談所等関係機関と連携し、被害児童が発生した場合のカウンセリング体制の整備を図ります。
②親の孤立防止 のための啓発	・子育て中の親がひとりで子育てに取り組まなければならないという強迫観念にかられて地域から孤立するケースがみられることから、もっと気楽に周囲の人や行政に相談したり、子育て中の親たちとの交流ができるように意識啓発を図ります。
③高齢者・障が い者虐待防止 対策の充実	・法律に基づき、重大な虐待のおそれがある家庭に対して必要な措置を行います。また、関係組織等との連携のもと、高齢者・障がい者虐待防止ネットワークを構築し、虐待防止を図ります。
④日常生活自立 支援事業の利 用促進	・認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分ではない方へ福祉サービスの利用手続援助や日常的な金銭管理等を行います。
⑤成年後見制度 の周知・利用 促進	 ・広報やパンフレットにより成年後見制度の周知を図ります。 ・権利擁護支援が必要な高齢者を早期に発見し、尊厳ある暮らしが続けられるよう、地域全体で支えていくための仕組みづくり(地域連携ネットワークの構築)に努めます。 ・認知症の人や高齢者の権利を守るため、市民後見人の活動を推進するための体制整備を行います。 ・成年後見制度の利用促進を行うため、成年後見人報酬助成や成年後見町長申立を行います。

◆地域や住民の取り組み

- お互いの人権を尊重する意識を高めましょう。
- 身近で起きる可能性がある虐待やDVに気づけるよう心がけ、気づいたときは、すぐに行政機関等に連絡しましょう。
- 子どもが虐待を受けているのではと感じたら児童相談所全国共通ダイヤル「189 (いち・はや・く)」に電話しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- 判断能力が不十分な方の金銭管理や福祉サービス等の利用支援に対して、日常生活 自立支援事業により支援します。
- ・成年後見制度の周知と利用促進を図ります。
- •関係機関等と連携し、法人後見の体制づくりなど利用に関する体制整備に努めます。

(6) 支援が必要な人への対応

現状と課題

生活困窮者

生活困窮者の自立に向け、社会福祉協議会内に「多気相談支援センター」を開設し、 民生委員・児童委員や関係機関との連携のもと、それぞれの実態に即したきめ細かな相談・支援等に努めるとともに、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度 の利用に関する助言・指導等に努めてきました。

子どもの貧困

子どもの貧困については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行され、同年8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることがないよう、子どもに届く教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を推進することが方向づけられています。

再犯防止

全国の刑法犯認知件数は、平成 14 年をピークに減少傾向にありますが、再犯者率 (刑法犯検挙者に占める再犯者の割合) は上昇傾向にあり、平成 28 年には 48.7%を 占めています。こうした状況を踏まえ、国においては、平成 28 年に再犯防止推進法を 施行し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、地方公共団体・民間の緊密な連携 協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進するとしています。

県においては、「三重県再犯防止推進計画」を策定し、「犯罪や非行をした者を孤立させない」を基本理念とし、国や市町、関係する民間団体等と連携しながら、犯罪や非行をした者に対する社会復帰支援に取り組むことで、再犯者数を減少させ、安全・安心な社会の実現を目指しています。

町においても、こうした国・県の動向に対応して、犯罪や非行をした人の社会復帰を 図るため、保護司等と連携した地域社会での継続的な支援など再犯防止に向けた取り組 みを進める必要があります。

家族介護者

家族が適切な介護方法により安心して在宅介護を継続することで、介護される高齢者本人の在宅生活も継続できるように、支援として、家族介護教室等の事業を実施しています。

今後の取り組み

取り組み	具体的な内容
①生活困窮者 への対応	・生活困窮者に対し、多気相談支援センターを中心に自立相談支援事業等を通じた自立を促進します。・きめ細かな相談対応や関係機関が行っている生活福祉資金貸付、就学援助などによる経済的支援、就労支援、住宅確保支援等の利用促進を図ります。
②子どもの貧 困対策	・子どもたちが、家庭の経済状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を提供します。・貧困状態にある子どもの把握に努め、家庭、学校のほか、第3の居場所づくり等の充実に努めます。
③再犯防止の 推進	・地方再犯防止推進計画に基づき、保護司をはじめ、関係機関、関係 団体と連携し、犯罪や非行をした人の社会復帰を支援します。
④家族介護者 への支援	・介護相談窓口をはじめ、家族介護教室の開催や家族介護慰労事業など介護に関する不安や負担を軽減するサービスの充実を図り、家庭で介護を担う介護者を支援します。
⑤支援におけ るNPO等 との連携	・生活で不安や困難を抱える人への支援の充実に向け、町と身近な地域での福祉サービスを行うNPO、福祉活動団体、ボランティア等との連携強化を図ります。

- 身近な気になる人に、見守りや声かけを実践しましょう。
- 一人で悩まずに、困りごとがあれば、相談窓口を積極的に利用しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・低所得者などを対象に必要な資金の貸付を行う生活福祉資金貸付事業により、生活の 自立を促します。
- ・保護司の活動を支援します。

地方再犯防止推進計画

取り組み内容

○社会における職業・住居の確保等

- 就労の確保に向け、ハローワーク等と連携し、就職に向けた相談・支援等の充実を図ります。
- ・住居の確保について支援を図ります。

○再犯防止の推進に向けた連携の強化

• 犯罪や非行を行った人が罪を償い、地域社会において円滑に立ち直ることができるよう、保護司等と連携を図ります。

○薬物乱用対策の推進

・保健行政機関と連携し、薬物依存症に関する相談支援の充実を図るとともに、薬物依存症からの回復に向けた支援を行います。また、薬物乱用の防止に向け、児童・生徒への啓発・教育を進めます。

○子どもの犯罪や非行の防止

• 多気町青少年育成町民会議をはじめ、地域住民、保護者、関係機関と連携し、社会全体で子どもの犯罪や非行の防止を進めます。

基本目標2 助け合い、支え合う地域づくり

(1) 地域福祉意識の高揚

現状と課題

地域福祉を推進していくためには、住民が地域に関心を持ち、地域のことを知ることで支え合い・助け合いの意識を高めていく必要があります。そのため、本町で実施している様々な活動を通して、すべての人が地域活動や近所づきあいについてその重要性を認識することが必要です。

本町では、町広報紙やホームページ等を通じて地域福祉の意識高揚に向けた啓発を行うとともに、学校教育での福祉教育の推進に取り組んでいます。また、様々な体験活動やボランティア活動を通して、福祉活動への理解と参加も促進しています。

社会福祉協議会においても、町広報紙やホームページでの情報提供等による啓発とともに福祉イベントの開催などに取り組んでいます。

今後も地域における支え合い・助け合いの基盤づくりに向けて、住民一人ひとりが主体的・積極的に地域について考えることができるよう福祉意識の高揚を図る必要があります。

今後の取り組み

取り組み	具体的な内容
①啓発活動の充実	・住民一人ひとりの福祉に対する理解と参加を促進するため、 町広報紙やホームページなど多様な媒体を通じた啓発活動を 展開します。
②子どもに対する福 祉教育の実施	・保育園、小・中学校を通じた体験学習や体験ボランティアなど、福祉教育を進めます。 ・学校行事や教育活動において、特別支援学級の児童・生徒と普通学級の児童・生徒の共同活動、特別支援学校の児童・生徒と町内小・中学校の児童・生徒の交流など、交流教育を図ります。
③相互理解の促進	・ノーマライゼーションの理念を実現するために、障がい者に対する正しい理解と認識を深める活動や教育の充実を図ります。・障がい児に対する教職員の理解と資質向上を図るため研修を継続して実施します。

- 福祉に関心を持ち、福祉について話し合う機会をつくりましょう。
- 町や社会福祉協議会等が開催する福祉イベントに参加しましょう。
- 福祉についての講演会や出前講座に参加しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- 町と連携し、町広報紙やホームページを活用した広報・啓発を進めます。
- 社協だよりや社会福祉協議会ホームページの充実を図ります。
- 各種福祉イベントへの住民の参加促進を図ります。
- 町内の小・中学校すべてをボランティア推進校として指定し、福祉への理解促進を図ります。
- ・町と連携し、学校での福祉体験等を実施し、福祉を学ぶ機会の充実を図ります。
- ・ 共同募金運動を通じて、地域福祉活動の必要性を伝え、福祉への理解、社会貢献の促進を図ります。

(2)地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

現状と課題

これまで児童や高齢者、障がい者などを対象に、多くのボランティア団体が活動してきており、地域福祉を支える重要な役割を担っています。しかし、活動を支える人材や、活動のための資金の確保など、課題を抱えている団体がみられます。また、ボランティア活動に参加したい人、意欲があっても行動に移せていない人は多いとみられます。

本町では、様々な体験活動やボランティア活動を通して、福祉活動への理解と参加を 促進してきました。

社会福祉協議会では、ボランティアセンターを中心にボランティア活動の普及や活動 支援などに取り組んでいます。

アンケート調査結果をみると、地域福祉活動・ボランティア活動現在の参加状況については、「参加している」が38.6%で最も多く、次いで「参加したことはない」が34.7%、「以前に参加したことがある」が23.4%となっており、ボランティア活動に関心のある住民へのきっかけづくりなど参加しやすい環境づくりも必要です。

また、支援を必要とする人と支援する人のマッチングが十分に行われておらず、今後は、コーディネート機能の強化とともに、ボランティア活動に関心のある住民へのきっかけづくりなど参加しやすい環境づくりが求められています。

今後の取り組み

◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①ボランティア 活動の支援	・地域福祉活動を行うボランティア団体等に対し、活動の場の提供 や情報提供などの支援を行い、活動の活性化を図ります。・ボランティア活動を新たにはじめようとしている住民や団体等に 対し、必要な助言や各種情報提供を行います。
②子育てに関す るボランティ ア活動の支援	・子育てサークル等の自主的な活動を活性化するため、活動場所の 提供や活動場所の確保、活動の補助や託児の支援に努めます。・各種教室等における子育てサークルの啓発やリーダー的な人材の 育成に努めます。
③障がい者に関 するボランテ ィア活動の支 援	・ボランティア団体や家族会等を支援するとともに、勉強会・研修 会の開催やデイケア等日中の活動について様々な支援を提供しま す。

◆地域や住民の取り組み

- ・地域活動・ボランティア活動に興味を持ち、理解を深めましょう。
- ・ボランティア養成講座等に参加し、ボランティア活動をはじめましょう。
- できることから地域活動・ボランティア活動に参加しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・ボランティア活動を支援する相談体制やコーディネート機能などボランティアセンターの充実を図ります。
- ボランティアに関する理解と関心を深めるため、講座等の開催や情報提供の充実により、福祉活動の担い手を育成します。
- 地域福祉のリーダーとなる人材の発掘と育成を図ります。

(3) 支え合い・見守り体制の充実

現状と課題

高齢者や障がい者、子育て中の家庭など、すべての住民が安心して暮らせるよう、日頃からの身近な支え合い・助け合いを地域で展開していく必要があります。

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、老々介護世帯等の見守りのため、民生 委員による配食見守りサービス、緊急通報装置の貸与など見守り関連サービスの充実を 図ってきました。

また、事業者等との「高齢者等の見守りと支援に関する協定」により、地域での見守り体制と行方不明時の早期発見に向けた地域の協力体制の構築を進めています。

子どもの見守りに関しては、防犯パトロール運動を推進するなど、防犯意識の高揚と 犯罪の起こりにくい環境づくりに努めています。また、絆メールの活用(緊急メール) や子どもを守る家の普及・周知活動を進めています。

今後も、地域住民と連携した地域課題の解決に向けた体制整備が求められます。

今後の取り組み

取り組み	具体的な内容
①子どもや高齢者の見守り活動の推進	 子どもを守る家の普及促進、地域での見守り促進など子どもの見守り充実促進を図ります。 ・認知症の人の行方不明を防ぐ見守り体制の整備のため、地域での見守り体制と行方不明時の早期発見に向けた地域の協力体制の構築の一体的な取り組みを進めます。 ・在宅のひとり暮らし高齢者や寝たきり高齢者、障がい者などの見守り支援ネットワークの構築を図ります。
②ご近所や自治会 における取り組 みの支援	・地域での見守り、声かけやあいさつ運動などが、自然に行われることのできる地域づくりを促進します。・より多くの地域住民が地域での行事やイベントに対して、気軽に参加できるような環境づくりを進めます。
③関係者のネット ワークづくり	・生活支援コーディネーターを中心に、関係者間の情報共有を図り やすくするため、地縁、NPO、活動団体等のネットワークづく りを図ります。
④地域課題解決へ の支援	・地域住民が主体となって地域課題を解決する取り組みや支え合うう・助け合う地域づくりを支援します。

取り組み	具体的な内容
⑤包括的な支援体 制の整備	・包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、研修の実施や人材育成・確保に向けた取り組みを進めます。
	・複合・複雑化した支援ニーズに対応し、包括的な支援体制を構築するため、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行うための事業の検討を図るとともに、地域の実情に応じた一体的な支援体制の構築を図ります。

- ・日頃からあいさつや声かけを行うなど、身近なところから住民同士のつながりを深め、お互いの顔がみえる関係づくりに努めましょう。
- ・あいさつ、声かけや安否確認など見守り活動に参加しましょう。
- ・認知症などへの理解を深めましょう。
- 虐待を知った場合には、速やかに公的機関に知らせるようにしましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・生活支援コーディネーターや協議体を通じて、地域にある社会資源の活用や新たな社 会資源の開発を図ります。
- ・地域における課題等を把握し、住民参画の地域づくりを進めるため、住民参加型のワークショップを開催します。

(4)福祉活動への支援と連携強化

現状と課題

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域の方から生活上の問題や悩みなどの相談を受けたときに指導や助言、福祉制度の紹介などを行う地域福祉の担い手で、本町では、現在、各地域を担当する民生委員・児童委員が活動しています。

しかし、アンケート調査において、民生委員・児童委員の認知度をたずねたところ、 「誰かも活動内容も知らない」が38.7%で最も多く、「活動内容は知っているが、誰か は知らない」が24.0%となっていました。

地域福祉活動において重要な役割を担う、民生委員・児童委員をはじめ、福祉活動をしている人や団体を一層支援していく必要があります。

今後の取り組み

◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①民生委員・児 童委員への支 援	・誰もが安心して生活できる地域づくりのために民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、活動内容を広く周知します。・民生委員・児童委員が、住民の多様な相談に的確にアドバイスができるよう、研修会や情報提供等を行います。
②福祉活動への 支援	・社会福祉協議会と連携し、地域で福祉活動をしている人や団体を 支援します。

◆地域や住民の取り組み

- ・民生委員・児童委員、地域福祉委員の活動に興味や関心を持ちましょう。
- 地区の民生委員・児童委員、地域福祉委員をはじめ、福祉活動をしている人や団体に協力しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・民生委員・児童委員と身近な生活相談に対応できるよう連携を図ります。
- ・民生委員・児童委員協議会との情報共有に努めるとともに、活動推進のために定期的 な協議を行います。
- 地域で福祉活動をしている人や団体を積極的に支援します。



(5) 社会福祉協議会との連携強化

現状と課題

社会福祉協議会は、町、地域住民と連携して地域福祉の充実を図っています。

しかし、アンケート調査では、「名前は知っているが、活動内容はよく知らない」が 58.1%となっており、活動内容が周知されているとはいえない結果となっています。

本町の社会福祉協議会は、介護保険事業や障がい者自立支援事業をはじめ、地域福祉の推進・調整役として大きな役割を担っていることから、今後も町と連携を強化し、地域福祉活動の活発化に向けた取り組みを進める必要があります。

今後の取り組み

◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①社会福祉協議	• 社会福祉協議会を地域福祉の推進における中核的役割を担う組織
会への活動支	として位置付け、積極的な活動展開を期待し、支援を行うととも
援と連携強化	に、連携の強化を図ります。

◆地域や住民の取り組み

- ・社会福祉協議会の活動を理解し、活動を支援しましょう。
- ・社会福祉協議会の各種福祉事業に参加しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・地域福祉を推進する中心的な組織として、社会福祉協議会の体制強化を図るととも に、町、住民、事業所、関係機関との連携強化に努めます。
- 社会福祉協議会の活動について、住民への周知を図り、理解促進に努めるとともに、 個人会員・法人会員の拡大を図ります。

「基本目標3 いきいきと暮らせる環境づくり

(1) 居場所づくり・交流の場づくり

現状と課題

地域福祉を推進していくためには、住民同士の日常的な近所づきあいや交流は重要であり、地域の状況や住民それぞれの個性を尊重し、豊かな暮らしが送れるような交流を深めていくことが大切です。

本町では、自分の健康管理やふれあいを通して皆様がいきいき暮らすことを目的に各地区の集会所で「さわやか広場」を開設しています。また、高齢者の交流と居場所づくりとしてサロンを開催しています。

認知症の人と家族、地域住民等がともに安心して過ごせる「ひまわりカフェ」(認知症カフェ)を開設しています。

さらに、住民の自主的な健康づくりを進めるため、各地区の「健康を考える会」が健康づくり活動を展開しています。

また、子育ての中で親子が気軽に集い、自由に交流できる場所として、地域子育て支援 拠点事業による「子育て支援センター」を開設し、参加者同士が交流を深め、子育てが 楽しいと感じられる機会を提供しています。

今後は、より多くの方が利用できるよう一層の周知と、誰もが参加しやすい環境づくりが必要です。

今後の取り組み

取り組み	具体的な内容
①高齢者の生き がいと健康づ くり	・地域団体や機関等と連携を図りながら、地域の中での居場所や活躍できる場づくり、助け合いができる仕組みづくりを進めます。
②認知症カフェ の活動支援	・認知症の人と家族、地域住民等がともに安心して過ごせる「認知 症カフェ」の活動を支援します。

取り組み	具体的な内容
③地域子育で支援拠点事業の 充実	・子育て家庭の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、育児相談や情報の提供を行います。
④地域の施設を 活用した交流 促進	・地域の交流の場として、地区公民館、集会所など身近にある施設 の活用を図ります。

- 様々な集い、交流の場に行ってみましょう。
- ・関心のある活動の運営に参加してみましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

町や地域と連携し、高齢者の生きがいや健康づくりにつながる「さわやか広場」やサロンなど高齢者の居場所や交流の場づくりを図ります。



(2) 社会参加・生きがいづくり

現状と課題

高齢者が身近な地域での住民同士のふれあいを感じながら、長寿であることの喜びを 実感し、今後ともいきいきとした豊かな人生を送ることができるように、老人クラブ活 動の支援や各種敬老事業を実施しています。

また、高齢者の就労機会確保の一環としてシルバー人材センターへの支援を行っています。

さらに、障がいの有無にかかわらず取り組める生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動を推進しています。

今後の取り組み

◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容
①高齢者の生き がい・社会参 加の促進	 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられるよう、高齢者の生きがいの創造を支援し、高齢者の生涯学習、社会参加、多世代交流、地域貢献活動の機会を増やし、働ける高齢者の雇用の促進を行います。 高齢者の就労機会確保の一環としてシルバー人材センターへの支援を行います。 老人クラブの活動支援を行います。
②障がい者の社 会参加の促進	障がい者(児)の自立と社会参加のため、地域のイベント、レクリエーション活動等に、気軽に参加できるよう働きかけるようにします。日中活動や就労の場を提供するなどの支援を行います。

◆地域や住民の取り組み

- 家に閉じこもらずに、地域の様々な教室や活動に参加しましょう。
- 事業者等は高齢者、障がい者の就労機会の拡大に努めましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

• 高齢者等が地域で孤立することなく、地域住民との交流や仲間づくり、社会参加ができる活動を支援します。

(3) 健康づくり・介護予防

現状と課題

健康づくり

令和2年度を初年度とする「多気町健康増進計画(第3次)」を策定し、「心も体も健やかに!みんなで元気、いきいき多気町」を基本理念に掲げ、8つの分野での健康づくり活動を推進するとともに、重点的な取り組みとして、①野菜を食べましょう、②10分多く体を動かしましょう、③受動喫煙に気をつけましょう、④塩分を控えましょう、⑥健診を受診しましょうを掲げ、すべての住民が生活の質を高め、健康寿命を延ばすことができるように、住民が主体的かつ継続的に健康づくりに取り組むことができるよう施策の推進を図ります。

また、平成 30 年度に「いのちを守る多気町ネットワーク推進プラン(自殺対策計画)」を策定し、「住み心地のよいまち多気町」を目指し、「生きることの包括的な支援」として地域全体で自殺対策に取り組んでいます。

介護予防

高齢者が健康で自立した生活を送ることができるように、自主的・積極的な介護予防 の促進と生活支援の充実が求められています。

本町では、地域での介護予防事業を展開するとともに、地域包括支援センターなどとの連携強化を図ってきました。

今後の取り組み

取り組み	具体的な内容
①健康づくり の推進	・地域での健康づくり活動を行う健康を考える会などの地域組織の活動を支援し、地域ぐるみでの健康づくりを促進します。
	・食生活改善推進員の育成や活動への支援を行い、「食」に関する知 識の普及や健全な食習慣の実践を促進します。
	・こころの健康づくりに対する知識の普及・啓発活動を行います。
	・悩んでいる人に気づき、話を聞き、必要に応じ専門機関につなぐ役 割を担う人材を育成します。

取り組み	具体的な内容
②生活習慣病 の早期発 見、発症予 防	・生活習慣病に起因する疾病の発症を予防し、早期に発見するため、 健診受診率の向上や健診後の適切な保健指導の実施に努めます。・生活習慣病予防や健康づくり等に関する情報の周知・啓発に努めます。
③介護予防の 推進	 高齢者が健康に暮らし続けるために必要な活動に自ら取り組むことができるよう、関係機関と連携・協力しながら健康づくりや介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防事業を一体的に推進します。 社会福祉協議会と連携し、生活支援サービスの充実に努めます。 一人ひとりの社会参加の機会をつくることで、自らが様々な取り組みに積極的に参加し、活躍できるように支援します。

- ・地域ぐるみの健康活動に取り組みましょう。
- 自らの健康状態に関心を持って、健診を受けましょう。
- ・健康づくりに対する意識・知識を高め、日常生活の中での自主的な健康づくりを習慣にしましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

・町と連携し、介護予防事業の充実を図ります。

(4) 安全な移動手段・生活の確保

現状と課題

身近な移動手段

高齢者や障がい者、子どもを含めたすべての住民が住み慣れた地域で暮らすためには、 生活領域を拡大し、様々な社会参加が可能となるよう、移動手段の確保や環境整備が必要です。

本町では、高齢者・障がい者をはじめ、住民の身近な移動手段として、町営バスのほか、エリアタクシー『でん多』を運行しています。また、移動が困難な高齢者の通院手段として、高齢者等福祉移送サービス事業とともに、買い物が困難な高齢者の移動手段

として、高齢者等生活支援サービス事業を実施するなど、身近な移動手段の確保に努めてきました。

今後も、多くの人が利用する公共施設や道路などのバリアフリー化をさらに進めると ともに、移動が困難な方への移動手段の確保に努める必要があります。

バリアフリー化

本町では、公共施設の改築時に、段差の解消や手すりの設置や多目的トイレの設置などを図ってきました。また、道路整備においても、歩道の整備やバリアフリー化に努めてきました。今後も、多くの人が利用する公共施設や道路などのバリアフリー化をさらに進める必要があります。

交通安全 • 防犯

交通事故の防止に向け、警察や関係機関・団体との連携のもと、幼児から高齢者まで を対象とした交通安全教育や広報・啓発活動を推進し、交通安全意識の高揚に努めると ともに、交通安全施設の整備や道路環境の向上に努めています。

防犯対策として、警察などの関係機関・団体と連携し、学校での啓発活動の推進をは じめ、子どもを守る家の普及、防犯パトロールの実施などに努めてきました。

今後の取り組み

取り組み	具体的な内容
①身近な移動 手段の確保	・関係機関と連携し、公共交通機関を利用しやすい環境づくりに努めます。
	・社会福祉協議会や事業者等と連携し、高齢者や障がい者などの交通 弱者の移動支援の充実を図ります。
	・民間運営の路線バス等と町営バスなど地域内交通等交通網全体のバランスを考慮しながら、移動手段の確保を図ります。
②公共施設等 のバリアフ	・公共施設等の改築時等に手すり設置や多目的トイレの設置などバリアフリー化を図ります。
リー化	・高齢者や障がい者、子どもが安心して移動できるよう歩道整備や道 路のバリアフリー化を図ります。
	・施設の長寿命化計画等の計画に基づきバリアフリー化等の改修を検 討していきます。

取り組み	具体的な内容
③地域での防犯・交通安全活動の促進	 ・広報紙等を通じて、防犯や交通事故防止に向けた啓発、情報提供を図ります。 ・住民との連携・協力による交通安全活動を推進し、地域全体で交通事故を防止する地域づくりを推進します ・防犯パトロール活動の充実を図り、犯罪の未然防止につなげます。 ・悪質商法等被害の未然防止と発生後の適切な対応のため、県消費生活センター等関係機関と連携し、情報提供と相談体制の充実を図ります。
④子どもの安 全の確保	・子どもを犯罪から守るための情報交換体制を強化します。・学校付近、通学路等における安全確保を図り、子どもを守る家の普及・周知活動を図ります。・地域における通園、通学時の声かけ、見守りを促進するとともに、防犯ボランティアと連携し、パトロール活動の充実に努めます。

- 地域ぐるみでの交通安全活動や交通安全教室に参加することで交通ルールとマナーを熟知し、交通事故の防止に努めましょう。
- あいさつや声かけがお互いにできる関係づくりなど地域のつながりを深めることで、 自主防犯活動の充実や消費者被害の防止を図りましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

・町と連携・調整を図りながら、外出支援サービス事業等を実施します。



第5章 計画推進のために

1. 協働による計画の推進

地域福祉の主役は、地域で生活している住民全員であり、支え合い、助け合いのできる地域づくりには、行政だけの取り組みではなく、住民との協働が不可欠です。

また、地域では、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズがあることから、それらに対応していくためには、地域で活動する自治組織やボランティア団体、NPO法人、事業所など多様な担い手の活動が必要です。

本計画の推進にあたっては、地域福祉を担う多様な主体が、相互に連携を図り、それぞれの役割を果たしながら取り組むことが求められます。

2. 計画の周知・普及

地域福祉を推進するためには、本計画の目標や取り組みについて、住民をはじめ、社会福祉協議会や地域で活動する各種団体、事業者、町職員など計画に関係するすべての 人が共通の理解を持つことが必要です。

このため、町広報紙やホームページ、パンフレット等を通じて、計画内容を広く住民 に周知し、普及に努めます。

3. 社会福祉協議会との連携

平成 12 年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進が社会福祉の理念として規定されるとともに、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中核的な団体として明確に位置付けられました。社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

本計画の目的を達成するために、地域福祉活動への住民参画とともに、計画の各分野で多気町社会福祉協議会が担う役割が大きくなってきます。

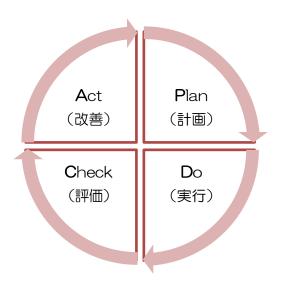
このため、多気町社会福祉協議会と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

4. 計画の進行管理、点検・見直し

本計画に掲げた各施策や事業は、住民にとって暮らしやすい地域をつくるために実施するものです。しかし、時代の変化や世代の交代などにより、求められる福祉の中身や制度が変化することも考えられます。

このため、計画の見直し時に、計画の達成状況の点検・分析・評価などを実施し、PDCAサイクルの確立を図ります。

PDCAサイクルのイメージ



第3次多気町地域福祉計画

【令和2年度~令和6年度】

発 行:多気町健康福祉課

発行年月:令和2年3月

〒519-2181 三重県多気郡多気町相可 1600

電話 0598-38-1114 FAX 0598-38-1140